

一時保護DV被害者への支援内容と課題

R2年度DV事案一時保護実績：50件

R3年度（4～1月）DV事案一時保護実績：30件

I DV被害者への全般的な支援について

| 支援内容 | 課題 |
|--|--|
| 1) DVに関する正しい理解・認識づけ | ・本人にDVの危険性の認識がもてない、または低く、適切な支援につなぎにくい。 |
| 2) 支援措置 ・証明書の発行と支援措置申込書作成の支援 | |
| 3) 保護命令申立て支援 ・申立書についての助言、添付書類の収集 ・地裁への予約・同行支援 | |
| 4) 自己財産の管理手伝い ・所持金・資産状況の把握・整理 ・通帳の発行・再発行・紛失・廃止等手続きの支援 | ・金銭搾取されている、相手方が所持・管理している場合などの対策が難しい。 |
| 5) 離婚の意思がある人への支援 ・必要書類の収集・準備の支援 | ・本人単独では相手方と交渉が難しく、手続きも困難。 ・相手方と接触しないよう安全確保への配慮が必要。 |
| 6) 警察との連携 ・刑事手続き・犯罪被害者支援（カウンセリング、弁護士相談）が必要な場合の連絡調整 ・110番登録制度の利用 | |
| 7) 健康保険証の確保 | ・加害者の健康保険に加入している場合、離脱手続き時に相手方（または相手方の会社）の確認が必要な場合があり、手続きが困難な場合がある。 |
| 8) 職場・学校等への連絡 | |
| 9) 住居設定にかかる支援 ・住居設定、前住居（賃貸）の契約解約手続き 支援者となる家族・親族等への依頼、法律相談にて弁護士に相談・依頼 ・住宅支援法人の利用 | ・加害者がいる前住居からの荷物の搬出が困難。 |
| 10) 携帯電話にかかる支援 ・GPS機能付き携帯や位置情報アプリ使用等による危険性あり、使用を禁止し管理 ・新規契約・機種変更・番号変更等の手続き支援 ・相手方が契約している場合は弁護士を通じてやりとりを依頼 | ・契約手続や請求書の送付先の課題。 ・住所を証明するものを所持していないなど、被害者の状況により契約が困難な場合がある。 ・加害者が契約者の場合、電話番号の変更などを拒否される場合がある。 |
| 11) 一時保護解除後の支援 ・被害者からの相談対応（アフターフォローの実施） | 一時保護解除後は、行政による支援のほか、地域で孤立しないよう、見守りやつながりが必要 |

II 個別状況別の支援内容と課題

| | 支援内容 | 課題 |
|---|---|--|
| 1 同 子 伴 ど の も 場 合 | ②22件 ③9件 ・児童相談所とのDV情報共有・母からのネグレクト等による対応協議 ・市町村要対協担当課とのDV情報共有・母からのネグレクト等による対応協議 ・母子生活支援施設入所の依頼 ・手当関係手続き支援（児童手当の受取人変更申請等） | ・母子生活支援施設への入所決定について、市町村に差がみられるため、引き続き適切に対応してもらえるよう働きかけていく必要がある。 |
| 2 妊 婦 の 場 合 | ②3件 ③2件 ・対応可能な医療機関との調整 ・市町村母子保健担当課との情報共有・連絡調整 ・母体の健康管理、保健指導 ・妊婦健診受診同行、市町村母子保健サービスのつなぎ ・緊急時・体調急変時の対応（医師連絡、受診同行） | ・若年妊婦の場合、本人の意思決定が難しいため、入院や出産の準備が整いにくい。 ・市町村によって出産前後の通院への支援協力や対応に差があるため、引き続き協力を働きかけていく必要がある。 |
| 3 高 齢 者 の 場 合 | ②9件 ③5件 ・市町村高齢者福祉担当課・地域包括支援センターへの相談調整（福祉・介護サービス、施設入所の情報提供・調整依頼） ・医療受診調整・同行支援 ・判断能力に欠ける人や身寄りのない人について、必要な場合、成年後見制度利用のため市町村担当課へ協力依頼。 | ・日常生活が自立している高齢者が、家族から暴力を受けた場合、高齢者虐待に該当しないため、市町村の支援協力が得られにくい。 ・一時保護の環境下においては、本人の体力低下や認知症が進む可能性がある。 |
| 4 障 害 者 の 場 合 | ②5件 ③5件 <知的障害者の場合> ・市町村障害福祉課への相談・調整 ・療育手帳交付申請に向けた準備（医療機関受診、過去の証明書類の発行のため関係機関との連携） <精神障害者の場合> ・医療受診調整・同行支援 ・病状観察・服薬管理 ・保健所への相談・情報共有 | ・知的障害が疑われるケースでは、認定手続きに時間がかかるため、手続き期間中は受けられる福祉サービスがない。 ・共同生活の例外的対応として、個別支援が必要となる。 ・精神症状が不安定なことにより職員対応が困難な場合がある。 ・夜間休日の緊急、体調急変時に対応できる医療機関が少ないため、医療機関との受診調整が難しい。 |
| 5 生 活 困 窮 者 の 場 合 | ②11件 ③7件 ・福祉事務所への相談・調整（生活保護） ・住居・施設（救護施設）入所に向けた支援 | ・一時保護受け入れ時において、資産状況が不明である場合や相手方が金銭・資産管理を行っている場合があり、把握できないことがある。 ・従前地で生活困窮の相談をせず一時保護となった場合、生活保護の実施機関は、退所後の居住地となるため、居住地市町村の理解を得にくい。 |

配偶者暴力防止法の概要（チャート）

